

2018-19

チャンピオンシップ試合実施要項

第1条〔趣旨〕

本実施要項は、Bリーグ規約第34条第1項第3号に定める公式試合として、2018-19 Bリーグチャンピオンシップ（以下「本大会」という）の試合（以下「試合」という）の実施に関して定める。試合の実施に関して本要項に定めのない事項については「2018-19 B1・B2リーグ戦試合実施要項」を準用する。

第2条〔大会の目的〕

- (1) 2018-19 B1リーグにおける各地区の1位および2位のクラブと、各地区の上位2クラブを除いた12クラブのうち上位2クラブが本大会に参加する。
- (2) 2018-19 B1リーグにおける各地区1位のクラブを上位から順に、それぞれ「レギュラーシーズン自地区1位/三地区間1位クラブ」、「レギュラーシーズン自地区1位/三地区間2位クラブ」、「レギュラーシーズン自地区1位/三地区間3位クラブ」といい、「チャンピオンシップ出場順位」を1位から3位まで割り当てる。また、各地区2位のクラブを上位から順に、それぞれ「レギュラーシーズン自地区2位/三地区間1位クラブ」、「レギュラーシーズン自地区2位/三地区間2位クラブ」、「レギュラーシーズン自地区2位/三地区間3位クラブ」といい、「チャンピオンシップ出場順位」を4位から6位まで割り当てる。上位を決定するにあたっては、「2018-19 B1・B2リーグ戦実施要項」第10条第1項の規定を準用する。
- (3) 各地区の上位2クラブを除いた12クラブのうち上位2クラブを上位から順に、「ワイルドカード上位」、下位のクラブを「ワイルドカード下位」といい、「チャンピオンシップ出場順位」を7位、8位とする。上位を決定するにあたっては、「2018-19 B1・B2リーグ戦実施要項」第10条第1項の規定を準用する。
- (4) 本大会に優勝したクラブが2018-19 Bリーグの年間優勝クラブとなり、準優勝したクラブが年間準優勝クラブとなる。

第3条〔大会方式〕

- (1) 本大会は、トーナメント方式で行い、組み合わせは下図の通りとする。
- (2) 準々決勝と準決勝はそれぞれ2試合、決勝は1試合行い、3位決定戦は行わない。
- (3) 準々決勝と準決勝において2試合が終了した時点で1勝1敗となった場合は、3試合目を行い順位を決定する。

- (4) 準々決勝の全ての試合を、「レギュラーシーズン自地区1位/三地区間1位クラブ」、「レギュラーシーズン自地区1位/三地区間2位クラブ」、「レギュラーシーズン自地区1位/三地区間3位クラブ」および「レギュラーシーズン自地区2位/三地区間1位クラブ」のホームゲームとし、準決勝の全ての試合を、「チャンピオンシップ出場順位」の上位クラブのホームゲームとする。また、決勝は中立地にて行う。

第4条〔試合の主催等〕

試合は、すべて協会およびBリーグが主催し、Bリーグが主管する。

第5条〔試合の日程および会場〕

- (1) 本大会の準々決勝については木曜日から月曜日の間で開催することとし、準決勝については金曜日から火曜日の間で開催することとする。
- (2) 前項で開催される試合のうち1試合目と2試合目は連日同一会場で開催することとし、3試合目を行う場合は2試合目の翌日または翌々日開催とし、会場を変更して開催できることとする。
- (3) 前項で規定する試合会場は、いずれもホームクラブの活動区域内の会場とし、これによらない場合は理事会での承認を得ることとする。
- (4) 本大会については、Bリーグ規約第48条第3項の規定の対象外とし、運営補償金の支払いをもってしても、本条第1項規定の曜日以外で試合を開催することはできないこととする。

第6条〔試合開始時間の間隔〕

本大会の準々決勝および準決勝における試合開始時間の間隔は、次のとおりとする。

- ① 1試合目と2試合目の間隔は、試合開始時間の間隔で原則として19時間以上を設けることとする
- ② 2試合目と3試合目の間隔は、試合開始時間の間隔で原則として21時間以上を設けることとする。

第7条〔順位の決定および表彰〕

本大会決勝の勝者を本大会の優勝および2018-19 Bリーグ年間優勝クラブ、敗者を本大会の準優勝および2018-19 Bリーグ年間準優勝クラブとして、別途定める「表彰規程」により表彰する。

第8条〔同時にプレーできる外国籍選手等〕

本大会において同時にプレーできる外国籍選手および帰化選手については、

2018-19 B1・B2リーグ戦試合実施要項第8条3項および4項を準用する。

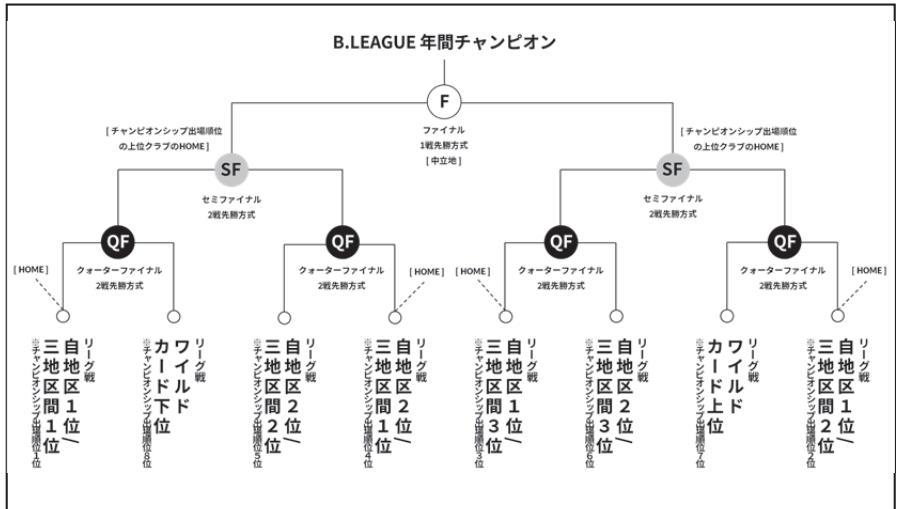
第9条〔遠征経費〕

本大会の出場クラブには、別途定める「旅費規程」に基づき、Bリーグがチームの遠征に要する交通費・宿泊費を負担する。

第10条〔改正〕

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

【図】



〔改定〕

2017年7月12日

2018年10月9日